

## A・スミス J・Sミルにおける

### 国家経費に関する理論の展開 Ⅲ

——古典学派における財政思想(七)——

箕 浦 格 良

#### 五

A・スミスによって近代的なる財政理論の体系が整備せられ資本主義初期のイギリス及びヨーロッパ大陸に大なる影響を及ぼしたといわれる。国家の職分の遂行即ち行政は本質的には概して非生産的なるものであるとの前提にたつて国家経費はなるべく小なることが理想であると考へ所謂「安価なる政府」cheap governmentとしてその理論を展開していることは周知のところである。国家の職分は国防、治安維持によって国民の経済的活動の安全を保障し、公共土木事業によって経済基盤の強化を確保し、個人によって行われる生産的活動の基礎となるべき諸条件を整備することであるとなし、労働による生産向上のため教育費を認め、国民の心理を安定し国内秩序の維持に有用なるものとして宗教教育費なり社会教育費を認めるのである。かくして市場経済における自律的なる再生産活動を阻害する要素となるような諸条件を排除し、国家経費はできるだけ小なること即ち財政規模の

小なることを欲し国家収入においても租税収入によるべきことを主張し公債収入によることを否定するのである。然るに資本主義の発展に伴ってその資本主義経済の内部において貧困及び失業現象という矛盾が発生しJ・S・ミルにありてはこの矛盾の調和の手段として財政政策に社会政策を加味したる主張が必要となつたのである。J・S・ミルはA・スミス(1)の如くその論述に体系的なる国家経費に関する理論を発見することはできない。又国家経費に関する理論を散見するとしてもその数は極めて少ない。蓋し国家経費は国家需要換言すれば国家行政に随伴するものであり、国家行政の本質によって規定せられるからである。<sup>(1)</sup>

J・S・ミルは「労働は生産にとつて欠くことのできないものであるが、労働の結果生産を生ずるものとは限つていない。生産を目的としない労働でも高度の有用性をもっているものは少なくないのである。従つて労働は生産的労働と不生産的労働に分けられる」<sup>(2)</sup>となし「生産もしくは生産しようと思ふものは常に効用である。労働は物体を創造するものではなく効用を創造するものである。その物体は消費することも破壊することもできない。之等の物体の構成物質はいくらか形態を変化して存続しているのである。故に事実上消費されるところのもの、その用途に充てられるのに適した性質だけである。物体を生産することは効用を生産するにほかならないとするならば、効用を生産するすべての労働が生産的と考えられないのは何故か、外科医、裁判官、立法者にはその名称を拒み、寶石細工師にはそれを与えるのは何故か、教師には之を否定し、菓子製造者にそれを許すのは何故か、之等の種類の労働はすべて効用については生産的であることは全く真実である。効用の生産ということが生産的労働に関して一般的見解を満足するものとすれば問題はない。生産或は生産的とは或物を生産するという観念が含くまれている。この或物とは普通に効用ではなくして富と考えている。生産的労働とは富の生産的なる

労働を意味している。<sup>(3)</sup>「労働が生産する効用は三種類ある。人間の役にたたくしめる性質を物品に附与する労働によって物品に固定され体现される効用。人間に固定され体现される効用。この場合の労働は自己及び他人に貢献する性質を人間に附与するために用いられる。すべて教育に關する労働はこの部類に入るのである。校長、学生監、教授の労働だけではなく、国民の向上を目的とする成功せる政府の労働、福利をもたらすことのできた道徳家及び僧侶の労働、生命の保護、心身の能率を保持し得たる医者、体育、商業、科学、技芸の教師の労働之に伴う習得したる者の労働、人間がその人生を通じて自己又は他人の知識の向上或は身体、精神の養成のためにする労働もすべてこれである。いかなる物体にも固定せず体现しない単なる貢献にすぎない効用。即ち長期或は短期にわたって快樂を与え又は不便、苦痛を免れさせるようなものである。この種の効用は人或は物体の性質に対して永久的改善をのこすものではない。この場合は労働は直接に効用を生産することに用いられるのであって、他のものに対して効用を發生させんがために用いられるのではない。音楽家、俳優、演説家、吟唱者、見世物師のようなものである。然しこの場合でも客の感情、性質、或は一般の享樂の状態に有利な効果があり、そのときより後に至ってもその効果は存続することがある。又その効果が有利な効果でなく逆に有害なる効果であることもある。然しこのような効果をねらいとして演技者が演技するものでもなく又客は料金を支払うものでもない。それは単に即時の快樂が対象となつてにすぎないのである。陸海軍の軍人の労働についても同様のことがいえる。陸海軍人は国家を保護し、侵略、輕侮を防止する。然しその他の点では国家を改善し或は改悪するものではない。立法者、裁判官、司法官、その他すべての官吏も普通の職務は国民の向上に影響を及ぼすけれども、国家を改善し或は改悪するものではない。軍人、官吏の貢献は安寧、秩序を維持することであり、即ちその生産

する効用である。<sup>(4)</sup>「生産的という語は富に対して生産的であるという意味に用いられている。従つてそのとき限りの快樂と奉仕から成立っている効用は富ということはできない。富という觀念には蓄積し得るということが必要である。生産され之が使用されるまでいくらかの期間でも之を存置することのできないものは富とみることはできない。このようなものが大量生産されても、これによつて恵まれる人間の生活は富裕にもならないし、向上もしない。然し有用にして蓄積し得るものはすべて富である。このように考へても従来の概念を侵すものとはならない。一国の職人の技術、精力、忍耐は、その道具、機械にもまして国富の一部として数えられなければならない。人間、生物、無生物のいずれに具現されるかは問うことなく、永久的使用の創造に用いられる労働はすべて之を生産的とすることができ<sup>(5)</sup>る。」「されば富を物質的富と理解し生産的労働は物的対象に具現されたる効用を生産する努力と理解する。直接的成果として物質的生産物を生産しない労働も最終的結果として物質的生産物の増加をきたすものは生産的労働である。工業技術習得の労働は、工業生産物の生産について必要なるものであり、官吏の労働としての国民の保護は産業の繁栄に必要なもので、これらは物質的富を豊富ならしむるために必要なるものであり生産的労働である。このような労働は間接生産的労働であり、いずれも社会の物質的生産物を豊富ならしむるものである。<sup>(6)</sup>」「不生産的労働は物質的富を創造しない労働である。不生産的労働は社会において物質的なる生産物を富裕ならしむるものではなく、その生産過程において労働者の消費の総体だけ貧乏ならしむる労働である。永久的手段の貯蔵を増加せず即時に享樂の終る労働は不生産的労働である。少くとも福利のなかに物質的生産物の増加が含まれていなければ不生産的労働である。人の生命を救助する労働もその人が生産的労働者であつてその生産が消費より多いものでなければ生産的労働ではない<sup>(7)</sup>」と論じて、生産或は生産的又は不生

産、不生産的なる概念を規定するのである。そうしてJ・S・ミルはつづいて「生産的、不生産的の区別は労働と同じく消費についてもあてはまるのである。社会の構成員の全部が労働者ではないが、然し全部消費者である。そうして生産的或は不生産的に消費していくのであるが、生産に対し直接或は間接になんの貢献もしない人はすべて不生産的消費者である。即ち生産的消費者は生産的労働者のみである。この生産的労働には生産を實行する労働は勿論であるが、これを監督する労働も含まれている」<sup>(8)</sup>と論じている。即ちJ・S・ミルによればかくして生産的労働とは物質的富即ち財貨の創造に寄与する労働であり、又財貨の生産に間接的に役立つところの労働である。A・スミスの有用なる経費として教育費、宗教教育費、社会教育費を認むることに類似する。官吏の労働が効用を生産するときその直接的たるとその間接的たるを問わず財貨の生産に対するときは生産的労働である。国家の作用についても財貨の生産に寄与するときは生産的作用であると考えているようである。従って一般行政費にありても直接的たると間接的たるを問わず財貨の生産に役立つものならば生産的経費である。軍事、国防費にありても、軍人そのものの任務は外敵の侵略の防止、安寧秩序にあり、即ち効用の生産であるが、直接に或は間接に財貨の生産に役立つものならば生産的経費と考えなければならぬことになるのである。<sup>(9)</sup>

F・リスト Friedrich List 1789—1846 W・G・F・ロッシヤー Wilhelm Georg Friedrich Roscher 1817—1894 K・G・A・クニース Karl Gustav Adolf Knies 1821—1898 B・ヘルデブランド Bruno Hildebrand 1812—1878 はA・スミスに对立して国民経済は歴史的なる発展を遂げるものであるという認識を前提として論理をすすめている。又その発展段階における差異に即応して各国民経済はそれ自身に適応せる経済政策・殊に貿易政策を違ふべきであると考えたのである。就中F・リストに従えば「ケネーの論じてゐるものは、明かに萬民経済學すなはち或特定の國民が特定の世界情勢の下において如何にすれば幸福となることができかを教ふる科學であつて、反對に政治經濟學すなはち特定の國民が特定の世界情勢下において如何にすれば

農業・工業および商業によつて幸福と文明と勢力とを招來し得るかを教へる點に限定されてある科學ではない。同じく廣い意味において、アダム・スミスもまた彼れの學說を論じたのである。即ち彼は、重農主義者が事物の性質と論理とに甚しく背反してゐるにも拘らず、世界貿易の絶對的自由といふ萬民の理念を是認することを以て、その使命とした。アダム・スミスもケネーと同じく、政治經濟學すなわち特定の諸國民がその經濟狀態において進歩を遂げるために従はなければならない政策を論ずることを、使命としてゐるなかつた。彼はその著書に『諸國民の富の性質と諸原因』と題してゐるが、ここに諸國民といふは、即ち全人類のあらゆる國民の意味である。彼はその著書の特殊な部分において政治經濟學の諸種の體系について述べてゐるが、それは單に、それらの無價値なことを明かにし、且つ世界經濟學が政治經濟學すなわち國民經濟學にとつて代らなければならぬことを證明しようとする意圖の下に行はれたに過ぎない。彼はところどころ戦争について述べてゐるが、それはほんのついでに述べられたに過ぎない。彼れの一切の論證の基礎をなすものは、永久平和の理念である。然り、彼の傳記作者たるデュー・ガルド・スチュワードの明記するところによれば、彼はその諸研究において、初めから社會の幸福を促進するための國家の方策は概ね無益であり、一國民が未開の最低狀態から幸福の可及的の最高狀態へ移行するがためには、たゞ堪へ得べき租税と公平な司法と平和とを必要とするのみである、といふ見地から出發してゐる<sup>(10)</sup>。そうして「スミスは、重農主義者の「一般的自由貿易」といふ萬民的な理念と彼自身の偉大なる發見たる「分業」とに餘りにも支配され過ぎたために、「生産力」の理念を追求することができなかつたのである。科學はその他の部分において彼に多くの恩恵を蒙つてはゐるが、彼にとつて最も光輝あるやうに思はれたものは、「分業」の理念であつた<sup>(11)</sup>。」と説明し生産力について「アダム・スミスは大體においてこれら諸力の性質を殆ど認めなかつたので、正義や秩序を維持し、教育や宗教心・科學や藝術等々を育成する人たちの精神的勞働には毫も生産性を認めない。彼れの諸研究は物質的價値を生産する人間の行爲に局限されている。この行爲に關してなるほど彼はその生産性が熟練と合目的性——これらのものと共に生産性が應用される——とに依存することを認めてはゐるが、併しこの熟練と合目的性との原因を探究するに當つて分業以上に進まず、しかしこれをたゞ交換から、物質的資本の増加と市場の擴大とから説明するに過ぎない。かくて彼れの學說はますます深く物質主義・分離主義・個人主義へと墮落する。若し彼が「價値・交換價値」の理念に支配されず「生産力」の理念を追求してゐたならば、彼は、經濟現象を説明するためには、獨立の生産力理念が價値理論と併存しなければならぬとの見解に到達したに相違なからう<sup>(12)</sup>。」と批判し、A・スミスと對立する<sup>(13)</sup>。「リストの理論の中樞をなすものは生産力の理論であり、

その理論は生産力の一の形態として社會的・市民的・政治的生産力を認め、生産力を生産するものとして國家施設の生産性を認める。従つてそのために費される國家経費の生産性を認めることに進まざるを得なくなる。リストの國家施設の生産性の解釋はカール・ディツェルに於て一層明確に表現される。リストは「歴史の教訓」を強調し、經濟發展段階説を提示して歴史學派の先驅となつたが、また財政學説の發展に於てもその生産力の理論によつて、國家経費の生産説へ進む發展の先驅をなしたのである」とされている。K・ディツェル Karl August Dietzel 1829—1884 における國家経費の本質に関する論議も亦生産説をなしていることは既に周知せられるところであるが、C・J・パロックによれば、「一八五五年において、K・ティツェルは國家経費の效果に関するA・スミス及びJ・B・セイの見解を否定すべく探究したところの一書を公刊したのであるが、この学説は他のドイツの学者に少なからず影響を及ぼしたのである」という。ディツェルは國家は国民にとつて最大の無形資本であり、國家によつて高度な段階への發展が可能である。國家が個別に与える保護及び援助は國民經濟における財貨の生産を促進するといふ点において優れたる生産資本であるという立場にたつてその生産性を主張するのであるが、「殊にドイツ財政學説の發展に與へた影響は、その公債論よりも寧ろ國家経費の生産性に關する解釋であらう」とされる。L・v・シュタイン Lorenz von Stein 1815—1890も國家機能の生産性を主張する<sup>(19)</sup>。A・E・F・シフナー<sup>(20)</sup> Albert Eberhard Friedrich Schäffle 1831—1903。そしてA・ワグナー<sup>(21)</sup> Adolph Heinrich Gotthilf Wagner 1835—1917 にありても國家経費の生産性を主張し、A・スミスに對立するといわれている。A・ワグナーの財政學説の特徴を強く表現する「社會的財政政策」の要求は現實の事態の反映であり、それによつて修正しやうとする經濟的・社會的弊害は資本主義經濟秩序の一の發展段階、具體的には獨占資本主義の段階に於ける社會經濟的基盤に於て發生したものである。ワグナーの財政學説の歴史的性質は根本的には獨占資本主義の段階に於ける財政思想を表現するものである。例へばワグナーが経費論特に軍事費について、所謂「豫防主義」を以て軍事費膨脹の合目的性を證明する理論的根據として居る場合に、獨占資本主義（やがて帝國主義の段階に進まうとして居る）段階に於ける財政學説であることを強く表明している。故にワグナーの根本的な歴史的性質は獨占資本主義の段階に於ける財政學説であつて、その歴史的性質から社會政策的特徴が派生して居るのである<sup>(22)</sup>。

國家活動及び之に伴う國家経費の生産性或は不生産性の概念は國家の作用、國家の労働が財貨の生産に限定せられるか、又は行政上の利益、行政による分配上の利益或は法益、即ち役務の作出まで含むかに歸するようである。M・E・ロビンソン M.E.

Robinson は「一国の富の生産力を増加するものと期待せられるような国家経費<sup>(23)</sup>」といい、「いかなる国家経費といえども直接又は間接に一国の自然的又は人為的富源を発達せしめ、或は、尚一層経済的なる使用を導くものならば国富を増加することによって国家の繁栄を増進するものと期待することができる。また終局に於いてはその経費が自らつぐなう“pay for itself”ことができるということがいえるのである。然しながら経費の増加に基づく利得が、尚一層大なる租税に起因する損失よりも少ないものであつてはならないという重要な条件が必要である」と説明し、又不生産的経費については「国家経費の大部分は直接に於ても間接においても生産能力を発達せしむるものと期待することはできない。殊に戦費については、人類は全体として破壊の結果、益々貧しくなることを発見するに相違ない。平時の軍備費に於ては、現在の富に對して、又は新しき富源を開発するために用いられないで、単に現在の富を保護するために用いられるにすぎない。不生産的と見られるべき国家経費は軍事費のみに止まらないのである。司法行政費は経済的意義に於て再生産的であると稱し難いのである。社会的経費例えは養老年金の如きも再生産されるということは殆んどいえない。何故ならば養老年金受領者は充分生産に貢献するものとはいへないからである」と述べている。又特殊の経費については例えは「時局匡救費は由來國民の購買力を補給することを課題とする経費であるが、この種の國家経費は商品の生産費を安くするために役立つ點において明らかに生産的であると言ひ得るが、その國その時代における資本家的生産に必要である以上の経費を計上されるに至つたときは、この生産關係にとつては不生産的となる<sup>(26)</sup>」又「時局匡救費、軍事費を中心とする、各國経費の増加は其の國に於ける資本蓄積の増加を微弱化される傾向にある。この傾向は、尠くとも國家経費がその國の資本家的生産にとつて不生産性と言ひ得るであらう<sup>(27)</sup>」と思はれる。H・ドールトン Hugh Dalton は「歴史的にいへば、あらゆる租税が有害であるという考え方は、國家はその狭い伝統的な極く小さい活動範圍を越えては何も有益なこととはなし得ないという論拠の弱い個人主義的学説から出ている。然しながら今日に於ては、この学説は余りに簡単に失していると思はなければならない。歴史的に於て、この考え方は経費に生産的なものとは非生産的のものとの區別があるという仮定に結びつけられている。A・スミス及びD・リカードオを含む初期の経済学者は課税によって阻止せられるところの個人の支出の殆どすべては生産的であるが、人々がそれを補填するために租税によるところのすべての経費は非生産的であると考へたのである。この考え方は誤謬であつて、その仮定されたような區別が経費のなかにあると信ずるものは殆どない。」「いかなる経費についても経済的に於て生産的であるか否かを決する標準は、その経済的福祉をもたらす程度如何と云うことである。」「経費が常

に生産を助長し得ることを理解しない人が多いようである。例えば、政府の経費の国民所得に対する比率は戦争（これは第一次世界大戦をさす）<sup>30</sup>前の数倍になったが、このことは、この所得の中で老後の準備、貯蓄及び事業に対して用い得る割合が、前よりもはるかに少なくなったことを意味するものであると主張するものがあるも、これは政府の経費は国民所得から簡単に引き去ることができ、又引き去った結果が即ち老後の準備、貯蓄及び事業に用い得るものであると考へてゐることは明らかである。斯かる見解は、この二つの重要な事実を全く無視してゐるものであるといわなければならない。即ち巨額の経費が単に社会の内部における購買力の移転を意味するにすぎないという事実である。又巨額の経費、例えば教育費、公衆衛生費、保健厚生費が直接的に社会の生産力を増進せしめ、従つてこの基金がこの見解をのべた者の目的に用いられ得ると云ふことである。経費の生産に対する効果を正しく理解するためには租税の生産に対する効果と比較して、ともに研究されなければならないことは重要なことであるが又すなわち、労働能力及び貯蓄能力に対する効果、労働及び貯蓄についての欲求に対する効果、経済的資源の方向を以て種々なる使途及び地域に対して、いかに転換せしめるかについての効果を逐次考察しなければならない<sup>31</sup>と述べている。従つて一切の行政、あらゆる国家活動に必要とせられる経費に対して生産性、或いは不生産性の概念を与へ又国家経費そのものを生産的経費と不生産的経費に分類せんとすることは不必要にして実益なきところである。軍事費或は国防費に類似する経費が年々膨脹して、国民に圧迫的な負担をかけている。かつて膨大な軍事費の負担に圧迫せられた我国に於ける国民の傷痕も未だにいないのであるが、然し乍ら、平和の指導権を握る国家に於ても世界の各国においても膨大な軍事費の計上が必要とされてゐるのである。かつての我国の軍事費が膨大でありその実践せられたる結果、ある特定の階級に利益を与へ、大部分の国民を経済的苦境に陥し、その大部分が何らかの価値を国民に与へることなく消滅したのである。「軍事費は兵員という労働力と戦争用具の製造保存に対する戦争手段の経費よりなる。従つて労働力に対する経費は主として消費手段の生産を刺激することになる。戦争手段の生産は重工業の性質を有するが故に生産手段の生産を刺激する。そして必要なる生産手段の国内に於る保有量によつては輸入を増加せしむることとなる。戦争手段の生産をなす産業が利潤をあげ得ることもあり得るし、この生産物が商品として輸出される場合には、特別利潤をもたらすものであるが、然し大部分の生産物は商品として利潤を生むものではなく、又兵員の行動そのものは何等経済的価値を生産するものではないのである」<sup>32</sup>単に国の領土の保全、資本の保全、生産力の保全に止まるものである。「平時の軍事費においては現存の富に對して、或は又新しき富源を開発するために用いられないで単に現存の富を保護するために用いられるにすぎない」<sup>33</sup>とこの経費であるが軍事的国家活動は国内に於て或いは各国内に於て社会生活を安全

に保護し自国の国民経済維持のために役立つものではある。然し更に進んで生産、利子、利潤の獲得に役立たせるところの目的を附与せしめるべきでないと言ふ消極性を常に認めておかなければならない。「外交上の秘訣に通曉しない單純な経済学者にとつては陸海軍人及び飛行士の勤務は勿論軍需品製造家の勞務も亦良き条件のもとに於ては吾々の社会生活の安全と云ふことに貢獻している。従つて根本的には下水工夫、道路掃除夫及び消防夫と等しく最も広い意味において總体として国民生産物に夫々の持場をもつてゐるといふことは否定できないのである。しかしこの際にも亦他の時と同じ様に眞の意味における節約は必要であつて経済的資源のこの方面に流れて来る量が過多であつたり過少であつたりすると危険である。」故にこの方面に向けられる経済的資源は必要により最低限に調整せられ軍事費は極力排除せられなければならない。「国家の軍事費は平時にあっては概して相対的標準によつて決定せられると言ふ特質を有するが、然しすべての国家がその軍備を半減してもその安全或は不安全の状態は前と変わらないことはいうまでもない。軍備を半分増しても同じである。しかし各国がすべて軍備を増加しても相互間の關係は少しも安全にならない上にこれによつて経済資源が浪費せられ、他の直接的な経済的福祉を招くために必要な用途にそれだけ向けられなくなるのである。そうしてこれ等の国家は経済的により豊かにもならないし又対外的により安全にもならないこととなる。」<sup>(35)</sup>もしそうであるなら国家は相互にこの種類の経済的浪費を避け得べき段階にあるといえる。軍事費は人間の日常生活の経済的解決とはならないところの経済的浪費である。概して軍事費が再生産され又はその国の将来の生産を増強せしむることは期待できない。もしも租税が国防、軍事の目的のためにその国の生産的又は労働資源の開発のため用いられたであらうところの富を吸収したとすればその国の将来の生産力は減退しなければならぬ。又これがために租税が重課せられるときは将来の租税の源泉となるべき富の供給の一部分を削減する結果となる。しかして又老大なる国防費のため富の生産を減せしめるときはその国の安全を保障するため軍事以外の他の手段を求むるための誘因を作ることになる。この軍事費を中心とする経費の増加はその国に於ける資本の蓄積を妨げるものであり、その国の資本家的生産にとつては不生産的経費である。

国家の経費が国民経済に対して、直接再生産されないという事実を以て直ちにその経費を排除すべき理由とはならない。国家が独立を維持するため或は条約を履行するための経費がいかなる程度において是認せられるかは経済の問題として取扱うことはできない。国家の経費が單純に国民経済に及ぼす影響のみによつて是非を論ずることのできない幾多のものが存するのである。司法行政費は経済的意義において直ちに再生産的であるとは言えない。又社会的経費の中にも再生産的と考えられないものが幾多含まれてゐる。教育費においても直ちに再生産的であるとはいえない。しかしながら近代国家は各種の立場からこれらの経費

を必要とする。租税が国民所得又は国民の資本を吸収すれば必ずそれだけ国民経済の消費力又は貯蓄能力を減少することとなる。もしも斯くして吸収せられたる富が生産に必要な支出をなす力を減じ或いは生産的なる事業に投資する力を減じたとするならばそれだけ将来の富の生産を減じたものといえるし又これと均衡する経済的利益が存在しない場合には経済的利益の減退といわなければならぬ。しかし乍ら最近国民の人的資源に関する経費即ち国民の教育、保険、衛生に関する経費又は国民の最低生活保障に関する経費が増大して来たのであるがこれ等の経費によって国民の肉体的並びに精神的能率の基を高めしかしてすべて終局に於て社会の生産力を増加し得るものと期待せられるのである。国民の最低生活を維持するための経費、労働者の就労、厚生等の保証のために設定せられる各種の経費については、それは資本主義という社会経済組織に内包せられる各種の矛盾が原因して発生するところの国民における生活不安、失業等の救済施設のために必要な経費である。この種の経費は国民の最低生活費維持を目的とする社会的施設或は救済手段なるものにして直接利潤の発生となるものではないが之により人的資源の国民経済における生産力の増加と云うことに期待することができるのである。国民購買力を補給することを目的とする経費については直接に利潤を生ずるものではないが、事業の種類については、この種の経費は商品の生産費を下げるることができるのであり、生産性を認めることができるが、資本家的生産にとって必要以上の経費を要する時は不生産的といはなければならぬ。各種の事業費、産業助成費等の経費が再生産せられ又は一国の国民経済における生産能力を期待し得られるような経費は数多くあるのであるが殊に公企業に属する経費等は生産的といはなければならぬ。H・ドールトン<sup>(36)</sup>は経費そのものについて『いずれの租税もみな有害であるという断定から出発して考えれば、J・B・セイ Jean Baptiste Say 1767—1832』<sup>(36)</sup>如く「財政上のあらゆる方策の中で最善なるものは出費することが最も少なきことである。又総ての租税の中で最善なるものは額に於て最も小なるものである。」とあらゆる形態の経費も否定しなければならぬ。しかし斯かる見解と同様に総ての経費は有益であるという断定から出発することも出来ない事勿論である』と述べているが、あらゆる租税が有害であるといえないし又あらゆる経費が常に有益であるとはいえない。しかも財政上のいかなる作用も国家収入を獲得するために起る結果と之を支出するために起る結果との相互を見なければ完全なる判断は得られない。そしてあらゆる租税が有害であるという考え方は、経費そのものが本質的に生産的なるものと非生産的なるものとの性質をもっているという仮定の上に立っているが斯くの如き性質を経費が固有に有していると断定することは誤りである。経費の性質に関する問題は経費其のものもつ抽象的な内容を目標として研究するのではなくして経済関係の中に現われて来る作用から説明されなければならない。財政とは或一定の経済組織のもとに社会的価値が国家機構に流れ込

み又流れ出す過程において把握せらるる現象である。そうしてこの流れ込む過程に於て換言すれば経費は社会的価値の一部が国家機構を通じて主として国民経済の中へ流れ込む所の過程に於て把握せらるるものであって、この過程に於て種々発生せられるところの経済的作用があり、この発生せられる経済的作用について説明せられなければならない。この説明こそ経費論に与えられた問題であらねばならない。そしてそれは常に一般の経済組織及び経済現象との関係において理解されねばならないのである。即ちここでは国家の任務或いはその活動の本質が本源的に生産性をもっているとか或は不生産性をもっているというのではなくして常に国家の機構を通じてなされる財の消費或は給付の過程を経済的に把握するところのものである。換言すれば社会的価値の一部が或る経済組織のもとに国家の機構に流れ込み、又国家によって消費或は給付せられて一般経済組織へ流れ込む過程に於ける現象のうち支出の関係を説明するにある。然して常に財政に於てはこの支出に適合せしめる収入手段があらねばならない。そしてこの支出と収入の手段は一体となって財政の根幹をなすものであり、経費の問題はこの両面に於いて考察されてこそはじめて理解されるといはなければならない。即ち一定の収入手段が成立するについては、経費の成立を前提とするものであり又この支出を可能ならしむる限界は収入手段を前提とするからである。そうして財政学において重要なことは経費理論それ自体が必要であるか否かではなく国家経費を社会の歴史的発展の過程において理解しその社会的意義を説明することである。このことは歴史的発展過程における一環として現代の社会組織に対する正しき認識となるのである。

国家の発展に伴なって国家の職能に於ける限界は拡大される。それは一般に国防、司法、治安維持、厚生福利、教育、文化等従来の職能限界を越えてその職能限界は拡大される傾向を有する。それは一国社会に於ける社会的要求の無限なる進展に伴なって必然的に国家の職能限界も拡大せしめられるものである。殊に資本主義経済の発展に伴なって発生する幾多の矛盾を克服せんとして国家の作用に期待せんとする要求は資本主義経済の発展に正比例して国家の職能限界を拡大する。これは益々国家の職能内容を複雑にし不可避的にして社会性を有する国家活動となって現れてくるのである。この資本主義経済組織に内在する矛盾を如何に調和せしめて妥当するかということは資本主義国家に与えられたなやみであり、又資本主義国家の内部における内部闘争である。資本主義経済組織は幾多の矛盾を内包する。この資本制の矛盾は同時に資本主義経済そのものに対する観念的矛盾である。又資本主義経済の矛盾は資本主義的生産方法の矛盾である。殊に資本主義の高度の発展と共により多くの矛盾が内包せられ同時に階級の対立が発生し益々激化する傾向をもっている。従ってこれに対応する社会的経費が必然的に発生し財政に於ても益々複雑となってここに全体としての経費又は個々の経費について一律にその本質をつかむことが困難になってくるのである。

斯くの如き資本主義の内部的矛盾の克服というについても資本主義経済組織に於ける経済的秩序として理解されなければならない。このことは資本主義国家の内部に於ける経済社会の矛盾としての現象である。そうしてこの現象は資本主義経済に於ける内部的矛盾即ち資本主義経済そのものに内在する本質的矛盾の露呈である。資本主義的近代国家はその発展過程に於て資本主義的生産方法の拡大を要求する。資本主義近代国家にありては生産の拡大並びに生産力の増強とその阻害要素の対立という形態で現われ階級闘争の一形態を形成するものである。そうしてこのことは資本主義経済に於ける経済法則によつては説明の出来な、克服不可能なる程度として発展するのである。従つてその社会内部に於ける自己救済としてこの矛盾の調和の要求は拡大するものである。斯く資本主義経済の矛盾の発展とともにその克服手段又は調和手段も発展する。これは又生産方法の変革と発展となつて現われるものである。そうしてここに新しい国家職能領域が開拓せられ職能限界は拡大せられるのである。そうしてこの対立関係は益々激化する傾向を有するものである。従来より国家の経費は国民経済原則によつて決定せられなければならないといわれている。即ちこれは国家が経費を支弁するに當つてはその経費は国民経済の維持発展に役立つところのものでなければならぬ、又経費支弁の効果は特定の階級、或は特定人を目的として決定されるのではなく一国の社会全体に対して普遍的に平等の利益をもつて決定されなければならないというのである。これは国家の経費の決定については重要な事柄ではあるがしかし互に矛盾する思想であることを知らねばならない。財政の対象となる国民経済は資本主義的生産方法に基礎をおく経済であるからして従つてこの国民経済原則は現実にはこの生産方法に基づく国民経済の維持発展を図ることが目的とせられねばならない。そうして資本主義的生産方法は互に矛盾する二つの立場の対立から構成せられるのである。即ち生産資本を所有する資本家と之を所有せざる労働者の対立から構成せられるものである。この社会的構成はある一定の資本より、利潤獲得の目的として貨幣の移動とその蓄積及び集中せられることによつて、社会の重要な生産手段は少数の巨大なる資本に吸収せられ、国民の多数は無産化する作用を有する経済方法である。そしてこれは資本拡充再生産過程に於ける活動の程度によつては資本主義組織内の階級間の移動又は対立が行われ、貧富懸隔の差は激しくなるのである。そして同時にこの二つの矛盾の調和を図ることは至難である。従つて国家の経費においてもこの何れかの階級の一方に殊に資本家階級に利益を与えしむるところに重点がおかれるのである。この経費に於ける階級的性格は国民経済原則によつて支出せられる現実の国家経費は階級的性格を興えることとなる。従つて国家経費の効果は資本主義による国民経済の維持し発達させることにある。その経費の大きさは一国による国民経済の内外の事情により決定せられるものである。従つて一国の社会の生産を支配するものが国家の経費の利益をより多く享受する結果とな

るが、この矛盾の調和は一経費をもってしては至難である。従つて数種の経費の体系によりその利益の享受の程度を普遍化、平等化せざるを得ないのである。そうしてこの役割を果すところの各種の社会政策費が計上せられなければならないのである。例えば失業せる労働者に対する救済事業費の如きである。斯くして本来資本家的立場よりすれば不利益と考えられる国家経費も国家社会全体のために、又多数の国民生活を救済するために事実上計上せられるのである。近代国家においては生産力を増強せしめ一国の国民経済内において生産を拡大せしむるための経費がその重要な地位を占むるに至るものである。資本主義経済組織は幾多の矛盾を内包し、資本主義の発展の高度化とともに益々矛盾が拡大される。近代国家においては資本主義経済の発展とともに、その内在的矛盾の調和と資本主義経済秩序の維持を計らなければならない。この苦悶は資本主義近代国家にかされた宿命である。

H・ドールトンは一経費はあらゆる方向に於て経費の限界的社会的利益が均等であるように決定されるべきである。又附加的国家収入の調達の手法の限界的社会的不利益を償うように決定されるべきである」と経費決定の原則を説明しているが即ち経費によって国民の享受する利益の量が總体的に考えて各個人に均等であるように決定されなければならないのである。経費の決定は国家によってなされる強制手段によるあらゆる国民の犠牲を償い之に対応する利益を与えるよう決定されるべきである。そうしてこのことが平等に普遍的になされるよう経費の決定については考えられなければならない。

(1) 井手教授はこの問題について極めて詳細なる検討をなされている。「収入徴取論は、経費論に対応するところの「収入論」としてではなく、「職分論」そのものとして取り扱われたのである。だから、この収入徴取論においては、他の職分論と同じく、収入徴取という特定職分の制度的作用が重視せられている。しかし、そもそも収入そのものが数量的現象である。したがって、収入徴取なる職分の研究はその数量的作用にまで進む傾向が大であり、実際、ミルは、数量的作用を多く論じている。これ、他の職分論と異なるところである。ただ重点はあくまでも、その制度的作用にあると考えるべきであろう。収入徴取行為の数量的作用を論ずる場合には、経費の数量的作用を併せ考察する必要がある。かくて、ミルの場合、収入徴取なる職分以外の職分の論究が、経費論にまで進展するのは主として、収入徴取行為の数量的作用との関係においてであった。普通の財政論では、まず経費論―それとの関連において政府職分論―があり、つづいて収入論がある。スミスの財政論もそうであった。それにさかのぼること百年のベティの財政論もそうであった。財政学が一個独立の科学としてその形式を整備する以前から経費論と収入論との排列の順序は定まっていたのである。これ、財政が量出制入

原則に支配せられるという考え方より来たものである。即ちこの原則によれば、財政においては、経費がまず決定し、ついで収入が経費との関連において決定されるのであるから、経費論は必然的に収入論に先行する。しかるに、ミルの場合には、最初に収入論があり、ついで政府職分論が来る。だから第五編を財政論として見れば、きわめて異例の論述順序と云わねばならない。しかし、もともと、ミルは、第五編を財政論そのものとしてではなく、政府職分論として論述しているので、このことから、右の様な論述順序が出て来るのである。蓋し政府の存立を認めるかぎり、その存立を支えるための収入徴収行為こそ、何人も否定することの出来ぬ、最も明確なミルのいわゆる必然的職分であるから、これが、まず最初に論究されたのである。」(井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」四七〇頁—四七一頁)

(2) John Stuart Mill, *Principles of Political Economy, with some of their applications to social philosophy*, Edited with an introduction by sir W. J. Ashley, London, 1921, p. 44

「如何なる種類の労働を以て生産的となしたらよいか、この問題に関し経済学者の間に論争が少からずある。経済学者は事實上論争すべき点がないということを知っていない。多くの学者は労働の結果が物的対象として感知することができ、人に譲渡することのできるものでなくては生産的労働とはいわない。或は又 McCulloch, J. B. Say その他の学者は不生産的という語を排斥し、有用なる労働、即ち出費に等しい福利若しくは快楽を生ずる労働は不生産的ということほどきかない。即ち官吏、陸海軍人、医者、弁護士、教師、音楽家、無踊家、俳優、家僕等の労働は少くともこれ等の人々はその給料に相当するものを実行している。必要以上にその人数の多くないときは不経済又は無価値を意味するような生産的という言葉で汚辱 stigmatize してはならないという。然しこの意見は論議の命題を誤解しているように思う。生産は人生の目的の全部ではない。従つて不生産的という語は必ずしも汚辱を意味するものではない。」(J. S. Mill, *Ibid.*, p. 44.)

(3) J. S. Mill, *Ibid.*, pp. 44—45.

(4) J. S. Mill, *Ibid.*, pp. 45—46.

「運搬人や商人の労働は目的物に対して何等の性質を加えるものではない。従つてその労働の生産は効用であるとはいうかもしれない。然し運搬人、商人は目的物に性質を附加するものである。即ちその労働は要求される場所にその他の場所がない性質を目的に附加する。その性質は最も有用なる性質であり、その与えられる性質はその物品それ自体に具現される。その物品は使用のため要求せられる場所に現存することになる。従つてその効用が増加しそれに提供せられた労

働に相應じてその物品の価格を高く販売せざるであらう。」(J. S. Mill, Ibid. pp. 46—47.)

(5) J. S. Mill, Ibid. pp. 47—48.

(6) J. S. Mill, Ibid. pp. 48—49.

(7) J. S. Mill, Ibid. p. 49.

(8) J. S. Mill, Ibid. p. 51.

「生産的労働者の消費がすべて生産的消費ではない。その健康、体力及び作業の能力を維持し、改良するため、又は他の生産的労働者の教育のための消費は生産的消費である。快樂、贅沢のための消費は消費者の惰怠、勤勉を問はず生産的消費と看做さなければならぬ。即ち生産を目的とせず又生産を増進しないからである。……生産的消費とは社会の生産力を維持し増進するものに限られるのである。」(J. S. Mill, Ibid. pp. 51—52.)

(9) J. S. ミルの富の概念については J. S. Mill, Ibid. pp. 1—21 「序説」に詳細なる説明がある。

(10) Friedrich List, Das nationale System der politischen Oekonomie, 1841. 谷口吉彦・正木一夫共譯「政治經濟學の國民的體系」國民經濟學體系 改造文庫、正木一夫譯「政治經濟學の國民的體系」古典經濟學叢書 春秋社 高木壽一著「近世財政思想史」第十三章リストとロッシア 二四三頁—二六一頁。正木一夫譯 同書 一五七頁—一五八頁。

(11) 正木一夫譯 同書 一六九頁—一七〇頁。

(12) 正木一夫譯 同書 一二二頁。

(13) 井手教授は「スマイスとリストにおいて、生産性理論上、果して本質的差異があるか否かは一考を要するであらう。スマイスは、官吏や軍人や教師の労働を不生産的としたが、それを有用であることを認めている。而して、それが有用なる所以は、それが生産力の要因を創出するからであつた。かくてスマイスといえども、生産力の基本的要因を重要視し、それを形成する労働の意義を認めている。他面、リストの理論においても、物質財(富)の生産の増大が、窮極的目的とされている。而して、それは直接物質財の生産に従事する労働を生産的労働と考えるのみならず、間接に物質財の生産に寄与する労働、即ち生産力の要因を創出する労働をも生産的労働と考へたのである。スマイスにおいて有用なる労働とされたものが、リストに於ては、生産的労働のなかに含まれている。したがつて、スマイスもリストも、窮局、物質財の生産を目的とした点においては一致する。いかにすれば、かかる意味での生産力を増大せしめうるか、を問題にした点において、ス

ミスの「国富論」もリストの「国民経済体系」も共に、「生産力の理論」であつたと称することが出来るであらう。更に一步進んで考えれば、スミスもリストも、生産力を最大ならしめるには、資本制生産機構としての市場経済の再生産過程の自律性の確保が、基本的要件であると考えていた点においても一致する。ただスミスの場合には、かかる市場経済の自律的再生産過程はすでに成立していたのであり、これを犯す攪乱の要素の除去が問題となるにすぎなかつた。かかる攪乱の要素の除去が、元首や官吏や軍人や教育家の精神的無形的給付に課せられた使命であり、彼等の労働を維持するものは国家(国家経費)であるとされた。しかるにリストの場合には、資本制生産機構としての市場経済はその形成過程にあつた。したがつてかかる市場経済の形成に対し、精神的及び社会制度的側面から寄与する無形の給付がきわめて重要な意義をもつて来ざるを得ない。かくて、かかる無形の給付活動に対し、積極的に生産性を認めんとする思想が出て来る。しかもリストにおいては、かかる無形の給付活動は国家の任務とされている。換言すれば、国家財政の経費によつて、之等の活動が維持されなければならない。かくて、リストにおいては、当然、国家活動を生産的と見る考え方、したがつてまた、国家経費を生産的経費と見る考え方が出て来ざるを得ない。スミス及びリストにおいては共に、国家活動—国家経費—は富の生産力の増大と密接な関係にあるものとされたが、その作用はスミスにおいては消極的潜在的なものとして理解され、リストにおいては、積極的顕在的なものとして理解されていたのである。](井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」二三一頁—二三二頁)と論じて後A・スミスとA・ワグナー及びK・ティエルの所説を比較対照し「スミスの国家活動乃至国家経費に関する見解と全く対立的であるとの従来の解釈を駁すことによつて、スミスの国家活動乃至国家経費の理解も亦生産力との関連において為されていた事をより明確ならしめんがためであつた。](井手文雄著 同書 二三三頁)「リスト・ワグナー及びティエルの経済論若しくは財政論が生産力の見地に立つものであつたとまさに同じく、スミスの経済論乃至財政論も亦生産力の見地に立つものであつた。](井手文雄著 同書 二三三頁)とされる。

(14) 高木壽一著「近世財政思想史」二五七頁—二五八頁。

(15) 岩波「西洋人名辞典」1956' 八五〇頁には1829—94となつてゐる。

(16) Karl August Dietzel, Das System der Staatsanleihen im Zusammenhang der Volkswirtschaft betrachtet, 1855.

K・ティエルによれば国家そのものを以て国民経済上における最も大なる無形資本である。国家は国民経済を保護するための最も重要な施設である。即ち国家の行う国防、治安維持なくして国民経済を維持し、国民の平和的労働と労働

の生産物を保護することはあり得ないのである。このような国家秩序なくして国民経済は存続し得ないし、国家の存在によって国民経済は高度なる発展が可能となるのであるという。国家の国民経済における個別経済に対する保護、或は援助によって全般の国民経済における財貨の生産を促進せしむるものである。然して国家行動、国家の保護は非物質財を生産するところの生産的機能をもつものであり、私的経済において資本及び生産ということとは公的経済においても同じことがいへるのである。そうして資本は有形的生産のみならず非物質的の生産をも行うものであると生産及び資本概念を説明するのである。国家がその職能を遂行せんことを目的として継続的に保有するところの国家の官庁、營造物、国家の什器、船艦、兵營舎屋等の如きは国家の固定資本をなすものであるが、国家の固定資本は国民の利用については継続性をもつものであって現在の国民のみならず将来の国民においても利用せられ、現在の担税者がすべてその対価を享受することはできない。従つてその創設、維持に必要な経費は租税によつて充当することなく、公債によつて充当せられるべきものである。これらの固定資本の維持のために必要な財貨、国家の一般事務費、官吏その他国家事務に必要な人件費は国家の流動資本である。この流動資本はその価値がその時期に消費せられる。従つて流動資本は租税によつて充当せられなければならない。国家の行動、国家の行う保護は有形生産と同じく生産的であるとなすのである。即ちK・ディチェルは国民経済の領域内の問題を有形財の生産及び消費に限定して、人的用役及び一般に非物質財をその領域外におくとしても国家経費は生産的消費である。国家の国防、治安維持という保護によつて、有形財の生産的労働が何等の妨害を受けることなく行はれ、その目的を達成することができる。生産を阻害するような諸条件、生産行程、生産手段の障害、生産物の障害となるようないろいろの条件は排除することが必要である。このような生産の攪乱に対して国家が之を保護することが必要であり、この労働の保護は生産における必要条件の一つである。従つて国家の生産の保護の達成を目的とする国家経費はすべて生産的である。生産を阻害するような諸条件は自然的条件によるか人為的条件によるかであるが、生産設備、労働、生産物を自然的条件による障害を排除されなければ生産物の価値が減少し或は生産は期待し得ないのである。人為的条件による障害は生産物の収奪、一職種よりの就業離脱、労働力の維持、労働者の保護、労働教育、労働保健等であり、之等のものによつて生産力を維持せられるのであるが、これはすべて国家の保護なくてはできないことである。人為的条件によつて滅失していく財貨が保存せられるとすれば新しき生産と同じである。かくて生産力の維持には国家の保護という力の作用が必要である。労働生産物を保護することも生産的労働者を維持することもすべて同じく生産を達成するもの

で、この目的のために支出せられる国家経費はすべて生産的であると云うのである。

Charles J. Bullock, Selected Readings in Public Finance. 3rd ed. Boston: 1924. pp. 27—31 & pp. 848—851.

Alfred G. Buehler. Public Finance, 3rd ed. New York: 1948. p. 123 & p. 703.

Walther Lotz, Finanzwissenschaft. Tübingen: 1931. S. 861.

Lloyd A. Metzler and others, Income, Employment and Public Policy, Essays in Honor of Alvin H. Hansen, New

York: 1948. 永田清・都留重人監修譯 A・H・ハンセン記念論文集「所得・雇傭及び公共政策」下巻 第三編 三

Walter F. Stettner 稿「カール・ディーツェル公共支出論と公債論」。

小川郷太郎著「財政學」神戶正雄著「財政學講義」四二〇頁—四二六頁 神戶正雄著「財政學大綱」、高木壽一著「近

世財政思想史」(第十四章カール・ディーツェルの生産説)二六三—二七四頁、島恭彦稿「ディーチェル公債論の發展」(經

濟論叢四一ノ一) 花戸龍藏「公債乎租稅乎」(國民經濟雜誌 第四十一卷 第四號)

(17) Charles J. Bullock, Ibid. p. 27.

(18) 高木壽一著「近世財政思想史」二七四頁。

(19) L. v. Stein, Das Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 4 Bde. 1860—86 第一卷 序説 邦訳は神戶正一譯「財政學序説」(經濟學名著翻譯叢書 2)がある。

L・v・シュタインは「方法論に於てヘーゲルの觀念辨證法をとり、社會思想上超越的國家により社會改良主義の基礎を据ゑたから、彼の財政學もワグナー等の社會政學派と一脈相通するものがあるが、併しワグナーと異なり倫理的觀念は指導的地位を占めない上に、彼の財政學を國家學の一の獨自の且つ其自身重要な一領域を成すものなると同時に、それ自體は之を包摂するより大なる全體としての國家學體系の一つの有機的且つ意識的成員として、始めて完全に理解し得るものとなすのであるから、此點に於て寧ろ彼の學説は社會有機的學派として最もよく之を特色づけ得るであらう。この「財政學教科書」が劃期的な學史的意義を有する所以も亦實に茲に在る。」(三田村一郎 大阪商科大学經濟研究所編「經濟學辭典」第三卷 一三一—一頁—一三二頁) L・v・シュタインは國家行動を以て個人の資本をつくるものであるとした。即ち、國民經濟上、生産力を再生産するものであると考へたのである。シュタインに従えば國家行動は各個人の資本を形成するものである。換言すれば國民經濟上の生産能力を再生産するものであると説いている。即ちシュタインは「個別經濟

からの租税は國家の經濟的存續の條件ではあるが、循環はここで斷ち切られてはならない。」國家の行政による租税收入の用途が、再び個人の資本形成、従つてその租税能力をそれだけ増加せしめねばならないのである。「租税能力は、租税を、租税は行政を、そして行政は再び租税能力を生み出さねばならない。」かくて始めて國家經濟的循環は可能となる。個別經濟の側より見るならば、國家の有效な行政は生産のための必要條件であり、そのための租税支出は生産費の一部に他ならず、従つて他の生産費と同様に、生産が完成し、生産物が賣却されたときに、この支出もまた回復される筈である。之がためには行政の價値は費用以下であつてはならない。故に「一切の租税の眞價は、該租税がその條件をなす經濟的價値の中に存する。」と稱せられる。「有效な行政によつて始めて租税は『生産』されるのである。」と説明するのである。斯くしてシュタインは國家活動の經濟的効果は生産能力の再生産であると述べ、國家の経費は經濟的生產にとつて、その生産費における重要な部分をなすものであり、そして又個人に対する資本を形成せしむる原因となるもので、國民經濟上の再生産であると説いている。L. v. シュタインは、財政も亦、その存在が經濟上許されるならば、自己の消費したる經濟力を自ら再生産しなければならぬと主張している。(L. v. Stein, a. a. O. II. 1 SS. 358—359 神戸正一譯「財政學序説」譯者 序説 二八頁)

高木壽一著「近世財政思想史」二七五頁—二八六頁。

Walther Lotz, Finanzwissenschaft, 1931. Tübingen. S. 470.

(20) A. E. Schäffle, Gesellschaftliches System der menschlichen Wirtschaft, 1867.

A. E. Schäffle, Die Steuern, 2 Bde., Leipzig, 1895—97.

A. E. Schäffle, Zur Theorie Deckung des Staatsbedarfs, 1883.

A. E. Schäffle, Die Grundsätze der Steuerpolitik und die Schwebenden Finanzfragen Deutschlands und Oesterreichs, 1890.

Walther Lotz, Finanzwissenschaft, Tübingen, 1931., SS. 206 u. 265.

高木壽一著「近世財政思想史」二八六頁—二九二頁に「シュプルの社會經濟的財政理論」として詳細なる研究がある。

(21) A. Wagner 岩波「西洋人名辭典」1956及び平凡社「外國人名事典」によればヴァーグナーであるが慣用音による。

A. Wagner, Finanzwissenschaft. 1877. 3 Auflage 1883.

A. スミス J. S. ミルにおける國家経費に関する理論の展開 Ⅲ (箕浦)

A・ワグナーにありては財政は国家に於ける公共的家計である。国家は有形財を獲得して、之を消費していくものであるが、その消費してゆくことによりて社会的に有益なる無形財を生産する。このことは公共的であるとなす。即ちA・ワグナーに従えば国家の租税により個人の経済から有形財を獲得し、これを以て主として、国家は国防、治安維持、公共施設と言う国家の労務としての無形財を新に生産するものであると言ふ。A・ワグナーは国民経済を發達せしむる根本となる条件は、私有資本ではなく国民資本である。私有資本が租税のために侵害されることがあるかも知れないが、国民資本は一國の将来の生産のための生産物であり、これに対しては資本形成の力が移転されるがその形成が直ちに侵されるものではないのである。国家は国民より有形財を獲得し、これを以て国家はその職能を果すため無形財を生産するのであるが、この無形財、即ち国家の役務たる国防、治安維持、公共施設などは、国民生活全体に対しても、又各個人の経済生活からいっても、文化的価値、経済的価値ある役務の作出であつて、有用不可欠のものであるから、斯かる経費は生産的といわなければならないと考へている。要するにA・ワグナーにありては国家が軍隊を維持し、法的秩序を維持し社会政策を実施することはすべて社会的生産力の基礎となるものであると考へ国家の経費についてその生産性を認めるのである。

C. J. Bullock, Selected Readings in Public Finance, 3rd ed. pp. 254—260.

Walther. Lotz, Finanzwissenschaft, SS. 68, 192, 208, 274, 275, 290, 321, 873, 881,

井手教授はA・スミスの国家経費に関する所論とA・ワグナーのそれとを比較検討して「スミスとワグナーにおける、生産力に関する考へ方は基本的に異なつてゐるのではない。ただ、ワグナーにおいては、リストの場合と同じく基本的な要因創出を目的とする国家活動がスミスの場合よりも、より積極的顯在的に作用したのである。（リストは市場経済の形成の点に、ワグナーは發展した市場経済の矛盾除去の点に、国家活動の意義を認めたのであり、両者の国家主義的考へ方も全然同視してはならぬ。）かくて、ワグナーも亦、リストと同じく国家活動、したがつて国家経費を生産的と見るに至つたのである」（井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」二三三頁—三四四頁）とされる。

(22) 高木壽一著「近世財政思想史」二九二頁—三四八頁。

(22) 高木壽一著 同書 二九五頁—二九六頁。

(23) M. E. Robinson, Public Finance. with an introduction by J. M. Keynes, Cambridge Economic Handbooks—III.

- London, 1922. Chap. I, Sec. 4, p. 4.
- (24) M. E. Robinson, *Ibid.* Chap. I, sec. 4, p. 7.
- (25) M. E. Robinson, *Ibid.* Chap. I, sec. 5, p. 7—9.
- (26) 大谷政敬著「財政學の體系的研究」三五八頁—三五九頁。
- (27) 大谷政敬著 同書 三六〇頁。
- (28) Hugh Dalton, *Principles of Public Finance*, 3rd, ed. London, 1930, p. 8.
- (29) Hugh Dalton, *Ibid.* p. 8.
- (30) 筆者註
- (31) Hugh Dalton, *Ibid.* pp. 211—213.
- (32) 大谷政敬著 同書 三五九頁
- (33) M. E. Robinson, *Ibid.* Chap. I, sec. p. 7.
- (34) Hugh Dalton, *Ibid.* p. 214.
- (35) Hugh Dalton, *Ibid.* pp. 214—215.
- (36) Hugh Dalton, *Ibid.* p. 7.
- (37) Hugh Dalton, *Ibid.* p. 200.

## 六

国内生産品の輸出に際して之を奨励する諸方策のなかで drawbacks によるか、bounties によるかの方法がある。drawbacks は輸出品に対する免税措置を採らず一応租税を納付せしめ後に至って該税として徴収したる金額を還付する方法である。ここに drawbacks は租税の還付をいうのであるが、所謂過誤納金の還付をいうのでは

なく、既に納入したる租税の一部又は全部を払戻すことである。A・スマスは「之等の奨励策の中において最も合理的であると思われるものは drawbacks と称せられているものである」<sup>(1)</sup>となし、そうして「国内産業に課せられてゐる総ての一切の国内消費税 excise 又は国内税 inland duty の全部又は一部を払い戻しても、その為に斯の如き租税が課せられていなかった場合に輸出されると思われる量よりも多量なる財貨の輸出がなされるようになるものではない。斯くの如き奨励の方法はその国の資本の大部分をその自然的なる用途の外に何等かの特殊な用途に向くようにするものではなく資本の一部が斯くの如き課税によって他の用途に追いやられていくのを防ぐに過ぎないものである。従つて社会の諸種の職業のなかに自然的に出来上つてくる均衡を乱すおそれのないもので、斯くの如き課税によってその均衡の乱されることを防ぐことができるのである。斯くの如き奨励方策は社会にとつて多くの場合それを維持しておくことが最も有利とされるその社会の労働の自然的なる分業と分配 the natural division and distribution of labour を破壊するものではなくそれを維持するに役立つものである」<sup>(2)</sup>と論ずる。<sup>(3)</sup>A・スマスは斯くの如く租税の還付即ち国産品の輸出に対する租税の還付の特性を明確にし、そうして輸入外国品の再輸出に対して与えられる租税の還付についても同じことがいえる。即ち輸入品の再輸出に際して輸入関税の一部又は全部を還付することも同じく合理的であるという。<sup>(4)</sup>A・スマスに従えば租税の還付の制度は当初においてはおそらくは運送業 carrying trade <sup>(5)</sup>奨励のために創設せられたものであらうとなし、船舶の運賃は外国貨幣で支払われることが多かったが故に、一国に金銀をもたらすには運送業が特に適すると考えられていたからであると述べている。そうして運送業の奨励策として租税の還付の制度を採ることは無意味にして不合理であるが、租税の還付そのものとしては合理的なるものであるといつてゐる。即ち「斯くの如き租税還付がなさ

れているとしても輸入に対する租税が課されていない場合にその自力によってそこにおもむくであろうと思われる以上、その国の資本がそれ以上にこの産業に向うものではなく、それは単にそれ等の租税のために全然入ってこなくならないようにするのみである。運送業は当然に優先さるべきものではないとしても除外さるべきものではなく他のすべての産業と同じく自由にしておくべきものである。それはその国の農業又は製造業に、又はその国内産業或はその国の消費についての外国貿易のいずれにも使用に供することのできないところの資本 (capital) に対する必要な手段である。斯くの如き租税の還付の制度によって関税収入は減少せず増加するのである。その租税の一部が留保せられるからである。若しもその租税の全額が留保せられるとすれば、その租税の支払われる外国商品の輸出はなされない。従ってここに又殆んど輸入も行われ得ない。即ちその市場が存在しないからである。従ってその一部が留保せられる租税も支払われることはないであろう<sup>(6)</sup>と説明するのである。そうしてA・スミスは「これ等の理由は租税の還付を正当とするに充分であると思われる。内国産業の生産物に対すると外国商品に対するとを問わず、その租税の全額がその輸出に際して常に支払われる場合であつても之を正当とするであろう。この場合は国内消費税収入は多少減少し関税収入はそれよりもっと大なる減少に遭遇するであろう。斯くの如き租税により常に大なり小なり攪乱せられるところの産業における自然的均衡、労働の自然的分割及び分配はかかる調整によつてもっと自然に回復するであろう。然し之等の理由は租税の還付を全く外国でそうして独立の国に財貨を輸出する場合においてのみ正当とせられるのであつて、我國の商人及び製造業者が独占している国に対しては之とは異なるのである。例えばアメリカの植民地に対するヨーロッパの製品の輸出に対する租税の還付はそれが無い場合に比して、必ずしもより多くの輸出を行わしめるといふことにはならないである

う。我國の商人及び製造業者がそこを独占している結果として、仮りにその租税の全部を留保してもそこに輸出されるものは、恐らくは多くの場合同量であろう。従つて租税の還付は内国消費税収入及び関税収入の純然たる減少となるのみであつて、貿易の状態を変えたり又はそれを拡大したりするには少しも役立たないのである。<sup>(7)</sup>

「然しながら租税の還付は財貨の輸出に対して租税の還付せられるところの財貨が必ず外国に輸出せられ、我國に秘かに再輸入されることがないときに限つて有益であるといふことを常に知つていなければならぬ。或種の租税の還付、特に煙草に対する租税の還付は往々にして濫用せられ、従つて国の収入に対しても公正なる商人に對しても、等しく有害なる多くの詐欺を惹起している<sup>(8)</sup>」と結論をしている。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 466.

(2) Adam Smith, *Ibid.* p. 466.

(3) 高島教授は『これはつまり課税による自然的均衡の破壊をある程度相殺するという消極的な意味の合理性を、スマミスはいつているのである』とされ続けて『すなわちスマミスによると、一産業部門に課税が行なわれると、そこから資本の一部が引き上げられ、「社会の諸種の職業のうち自然にできあがるべき均衡」が破壊される。そのとき、課税の一部分が払い戻されると、引き上げられた資本の一部がこの産業部門に戻ってくるから、国民経済は自然的均衡に復帰しないまでもそれに接近する。スマミスはこのように考えたらしいが、しかし私たちはそう簡単に考えることはできない。まず、一産業部門の生産物中輸出向けのものに対する払い戻しは、その部門の全生産物に対する税の軽減と同じ効果をもつものであるか。また、輸出品に対する払い戻しは、産業部門全体としてみれば、逃避した資本と労働をとり戻すことになるであろうが、その部門の内部では輸出向け生産と国内向け生産との間の不均衡が生じないであろうか。これらの疑問はどの説者の頭にもただちに浮んでくるものであろう。私たちのこのような疑問に対しては、スマミスはただ、「こういう契励策は、社会にとつて多くの場合にそれを維持しておくこともっとも有利とするこの社会の労働の自然的な分割と分配（大内兵衛譯「國富論」は「自然的な分業と分配」と訳されている。筆者はこれに従つた。同書(三)一二九頁)を減ぼすものではな

く、それを維持するに役立つのである」と答えているにすぎない。スミスによると、払い戻しは多分最初には仲継貿易奨励のために与えられるようになったものらしいが、スミスは仲継貿易そのものをとくに奨励する理由はまったくなくとも、しかし払い戻しそのものは十分合理的であると論じている。けれどもその合理性の根拠としては、やはりそれが国内諸職業間における自然的均衡の回復に役立つということをくり返してのべるにすぎないのである』（高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—四二頁—四三頁、又は高島善哉編集「スミス国富論講義」4 四二頁—四三頁—三八頁—三九頁）と述べられている。

(4) Adam Smith, *Ibid.* p. 446.

「一般的に於てはイギリスに於てはこの租税の還付は輸入関税 *the duty upon importation* の殆んど大部分に行なわれている。議会議法 *the act of parliament* に附属する諸規則の第二規則により現在 *old subsidy* と称せられるものが課せられていた。これはイギリス人たると外国人たるとを問はず如何なる商人と雖もその輸出においてその租税の二分の一が還付せられた。イギリス人は十二月以内、外国人は九ヶ月以内にその輸出をしなければならぬ。葡萄酒、乾葡萄、加工絹布はこの規則の適用を受けないのであるがこれ等の財貨はそれより有利な斟酌があるからである。その当時においてはこの議会議法によって課せられる租税 *the duties* が外国品の輸入に対して課せられる唯一の租税であった。この租税その他すべての関税の還付を請求し得る期間はその後ジョージ一世の七年法律第二十一号第十節によつて三年まで延期せられた。old *subsidy* 以後において課せられた租税はその大部分が輸出においてその全額を還付せられることになっている。然しこの一般的原则には種々の例外が設けられているので租税の還付に関する学説はその創設当初よりは極めて簡單ならざる問題となつた。old *subsidy* も輸入が国内の消費に必要な額をはるかに超加することが予想せられる外国品についてはその輸出に際してその租税の全額が還付せられ二分の一が留保せられることはない。北アメリカの反乱以前にはイギリスはメーリーランド及びヴァージニアの煙草を独占していた。イギリスは約九万六千樽 *hoghead* を輸入しているがその中で国内の消費にあてられるものは一万四千樽をこえるとは考えられていなかった。従つてこの残部を大なる輸出によつて処分する必要がありその輸出を容易ならしむるため三年以内に輸出がなされるときにはその租税の全額が還付せられることになつたのである。イギリスは現在に至るまでも西インド諸島の砂糖については完全とはいえないまでも大凡完全に近い独占権をもっている。従つて若し砂糖が一年以内に輸出されるならば、その輸入税はその全額を還付せられる。尚三年以

内に輸出されるときでも、現在に至るまでも大部分の財貨の輸出に対して留保せられている old subsidy の二分の一を除いて、その他の租税はすべて還付せられることになっている。イギリスにおける砂糖の輸入は国内消費に当てられるものをはるかに超加するもその程度の煙草の例に比してたいしたことはない。我國の製造業者の嫉妬の対象となる財貨については国内消費のためになす輸入は禁止せられている。然しながら斯くの如き財貨にありても一定の租税を支払い之を輸入し之を倉庫に保管しておき、輸出することはできることになっている。然しながら斯くの如き財貨の輸出に対しては之等に対する租税は全然還付されない。推うに吾國の製造業者は斯くの如き制限的輸入にありても之を奨励することには反対であり、そうして又之等の財貨が倉庫から盗みだされ彼等の製造品と競争するようになる危険があるかもわからないと思つてゐるからであらう。(Adam Smith, Ibid. pp. 467—468.)

(5) 高島教授は「仲継貿易」といはれる。高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—四三頁又は高島善哉編集「スミス国富論講義」4 四三頁—三九九頁。

(6) Adam Smith, Ibid. pp. 470—471.

(7) Adam Smith, Ibid. p. 471.

高島教授は「スミスのこの言葉を裏から理解すると、もし独占がない場合には、払い戻しが輸出増大に役立つことを認めていようにも思われる。けれどもさらに立ち入ってみると、彼が払い戻しは輸出を増大させるといふ場合と、増大させないといふ場合とでは基準がちがっているのである。払い戻しは払い戻されるべき税がはじめから全然ない場合に比べて輸出を増大させはしないが、その税がすでにあるものとすれば、払い戻しがある方が輸出は奨励されるというのである。しかし私たちはこの問題にあまり深入りする必要があるまい。」(高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—四四頁又は高島善哉編集「スミス国富論講義」4 四四頁—二四〇頁)とされる。

(8) Adam Smith, Ibid. p. 471.

## 七

A・スミは輸出奨励金について詳細なる説明を行っている。「商人が財貨を売り得る価格が市場のために生産

しそうして運搬するために使用した全資本を普通の資本に対する利潤を伴って回収し得るところの産業部門は奨励金を与えられずして継続している他の産業部門と同じ水準にあるから奨励金を必要としない。「輸出奨励金は之なくしては継続することのできない産業部門に対してのみ与えられるべきものとせられている。」「この産業部門は資本の普通の利潤を伴って回収し得ないような価格で財貨を売らなければならないような産業部門であり、或は財貨を市場に送るために実際に費した費用以下で売らなければならないような産業部門であり、奨励金を必要とするのである。奨励金はこの損失を償うために与えられるものである。之は産業を励ますとともに産業にして経費が収入よりも多いような、そうして又各取引にありてそれに使用せられる資本の一部にくい込み、或は他の一切の産業も之に類似したようなものとなればその国には資本が全く残らなくなるが如き性質の産業を継続せしめ又はかくの如き産業を開始せしむるために設けられるのである。ここに注意すべきことは奨励金が与えられているがために行われている貿易については長期に亘って之を見れば貿易の当事国間においては一方は常に規則的に損失をまねくが如き、換言すればその国の財貨を市場に送るために実際に必要とする経費以下で売っているが如き貿易に限られるということである」となしている。従って輸出奨励金は財貨の価格を費用以下に決定せざるを得ない貿易を奨励することになる。そうして「若しその奨励金が財貨の売れる価格ではそのこうむるべき損失を償うに足らないものであるとするならば自身の利害から資本 stock を直ちに他の方法に使用するか或は財貨を市場に送るために使用せられた資本 capital を普通の利潤を伴って回収し得るような価格を設定し得るような種類の財貨を対象とする商業を見つかるかしなくてはならなくなるのである。奨励金の効果は重商主義 the mercantile system の他のすべての方策の効果と同じく一国の商業を強制して、それが自からの力により自然に流れ行

くべき通路よりも遙かに利益の少ない通路に流れさせるに過ぎないのである」<sup>(1)</sup>とその本質について述べ、かかる奨励金として穀物奨励金をとりあげ詳論し、次いでその他の財貨に対する輸出奨励金に論及している。C・スミス Charles Smith は「輸出奨励金が設定せられて以来、輸出穀物の価格を相当過少に評価しても、極めて過大に評価したときの輸入穀物の価格を超過している。そうしてその超過額はこの期間に支給せられたる奨励金の全額を遙かに超過している。之即ち強制的なる穀物貿易が国民にとって有利なることの明確な証拠である。即ち輸出の価値が輸入の価値を遙かに超過し、その額はそれを輸出せしむるために公衆社会が費したる特別の費用の全額より遙かに大であるからである」<sup>(2)</sup>と論ずる。A・スミスによれば「重商主義の理論に立つて考える」この論議を否定するのである。即ち「その特別の費用即ち奨励金が穀物の輸入のために社会が費す費用の極めて小さな部分に過ぎないということを考えていないのである。それを生産する為に農業者が使用したる資本 capital も亦同じくこの中に入れなければならない。穀物を外国市場で売った場合に、若しもその価格が単に奨励金を回収するのみにて此資本 capital を、資本 stock の普通の利潤を伴って回収するに足らなかつたならばその差額だけ社会は損失することになり、国民の資本 stock はそれだけ減少したことになるのである。奨励金が附与せられるのはその価格が斯くの如き条件を充たすにたらないという仮定に基くのである」<sup>(3)</sup>と論ずるのである。「そうしてこの奨励金の設定されて以来穀物の平均価格の下落の傾向がみられる。この下落の傾向は十八世紀の初めの六十四年の間継続してきたのであるが、これは決して奨励金の結果として起つたことではない」となし「穀物の価格の一般的下落は現世紀を通じてヨーロッパの一般市場においてみられたところの銀の實質的価格の漸次的にして眼に見えない騰貴に原因しているものである。そうして奨励金が穀物の価格を下落させる作用があるということは不可

能であると思われるのである<sup>(4)</sup>と論じ「奨励金制度の目的は豊作の年には穀物の非常に多量なる輸出が行われる。従って国内市場における穀物の価格を自然に下落するであろうところよりも高い水準に保つことである。凶作の年にありては奨励金は中止されることがあるが、豊作の年にありては奨励金によって穀物の多量な輸出が行われるから凶作の年の不足を補うことが妨げられる。それ故に奨励金は豊作の年又は凶作の年のいずれにありても奨励金のない場合に見られる穀物の価格よりは幾らか高くなる傾向を有している。このことは論争のなきところと考へるも、多くの人は農業者の穀物に対してより広汎なる外国市場を開き、それによって商品に対する需要を増加せしむる。従って生産を増加せしむることになる。そうして又奨励金が実施されない場合に予期せられるところよりも奨励金によって農業者に高い価格を保証する。従って耕作を奨励する傾向を有するものと考えられていた。そうしてこの二点は長期に亘つてみれば穀物の生産を大いに増加せしむるものであるから国内市場においてその価格を下落せしむる。これは奨励金によって引上げらるべき価格よりも再に大であると考えられていた。即ち奨励金は豊年にありても凶年にありても穀物の価格を維持する。然し奨励金は穀物の生産を増大ならしむるから穀物価格の下落をきたすものと考えられていたのである<sup>(5)</sup>と述べ、A・スミスは之に対して「奨励金によって如何に外国市場が拡大せられようと、その外国市場の拡大はその年度において皆国内市場の犠牲においてなされるものである。即ち奨励金のおかげによって輸出せられる穀物は、この奨励金がなければ輸出されない穀物であつて、その多少によらず皆国内市場に止まつてこの商品の価格を低下せしむるものであるからである。尚穀物に対する奨励金は輸出に対する他のすべての奨励金と同じく二種の租税を課すると同じ結果になることは注意すべきことである。即ちその一は奨励金の財源として課せられる租税であり、その二は国内市場において商品の

価格が騰貴するために生ずる租税である。この後者における租税は国民の全体が穀物の購買者であるために、この特殊なる商品にありてはその租税は国民の全体によって負担せられることになるのである。そうしてこの租税がこの両者を比較してはるかに重いのであるが、かかる生活必需品に対する重税は必ず労働貧民の生活を引き下げる。さもなければ生活資料の貨幣価格の騰貴に比例して貨幣賃金を増加させる。労働貧民の生活を引き下げるとすれば子女の教育及び養育能力を減少せしめ、その国の労働の人口を抑制することになる。又生活物資の価格の騰貴に比例して労働賃金が増加すれば雇用能力を失いその国の産業活動を抑制することになる。従つて奨励金の実施によつておこつてくる穀物の異常なる輸出はその年の外国市場と消費を拡大ならしむと同程度に国内市場と消費を減少せしむるのみならずその国の人口及び産業を抑制する結果として国内市場の漸次的発達を阻害し抑制し、必然的に穀物の全市場及び消費を増加せしめざるを減少せしむる傾向を有するものといわなければならぬのである。然るに斯くの如くにして穀物の貨幣価値が騰貴すれば農業者は穀物を他の商品よりも有利なるものとするからその生産をも必然的に刺激すると考えられてきたのである。然しながら若しも奨励金の効果は穀物の実質価格を騰貴せしむるものであるならば、即ち農業者をして従来と同じ穀物の量を以て従来より多数の労働者を維持せしむるものであるならば穀物の生産は増大することになるであらう。然しながら奨励金の制度は勿論他の如何なる制度によつてもそのような効果は生じ得るものではないことは明らかである<sup>(6)</sup>と述べ、穀物に対する奨励金は穀物の貨幣価格を騰貴せしむるということはあり得る。A・スミスは之を認めているが然しそれが穀物の生産を刺激すると考えることは誤りであると結論する。A・スミスにありては穀物の特質は常に一定量の労働を購買し、支配する力をもつており、他のすべての財貨の価値尺度となり得るものである。生活必需品の

なかで穀物はその最上位にあるものであるから穀物価格の変動は他のすべての財貨に決定的な影響を及ぼすものである。これは自然が設けた穀物と他のほとんどすべての種類の財貨との間の本質的差異である。そうして事物上の性質上穀物は一つの実質的価値を本来的にもつておるものであり、単にその貨幣価格を変更したるのみではこれは変らないとの論拠によっており、「穀物に対する奨励金によって影響をうけるものは穀物の実質的価格ではなくして名目的価格である。この奨励金制度の財源として国民全体に課せられる租税は相当なる負担になるかも判らないが、之を受けとるものにとつての利益は極めて少ないのである」と論じている。そうして奨励金の真実なる結果は穀物の実質価値を騰貴せしむることなく、銀の実質価値を低下せしむるものである。換言すれば同量の銀を以て穀物のみならず他の一切の内国商品をそれより一層少量としか交換され得ないようにするものである。即ち穀物の貨幣価格が他の国産品の一切のものを規制するのである。穀物は労働の貨幣価値、あらゆる粗生産物、殆どすべての生産物を規制するものであると述べている。<sup>(7)</sup> 奨励金は国内市場において穀物の名目価格ほどには実質価格は騰貴するものではない。即ち穀物の一定量を以て維持し使用することのできる労働量を増加しない、それと交換せられる銀の量を増加するに過ぎない。従つて一国の製造業を阻害するのみであつて農業者又は農村の地主に対して著しい影響をもつものではないとなし、奨励金が真に役立つのは穀物商人即ち穀物の輸出入業者及び輸入業者のみである。農村の地主は都市の製造業の例にならぬ穀物輸入税、奨励金の制度を設定したのであるが、これは穀物と他の財貨との本質的なる差異を理解しなかつたからであると論じているが更にA・スミスは生産に対する奨励金は輸出奨励金よりは有効でありその商品の価格を下げるものであると主張するものがあるも生産奨励金は商品の国内価格を下げることは確かであり輸出奨励金ほどに国民に負担をかけることはない。然

しかくの如き奨励金は極めてその例が少ないのである。それは商人及び製造業者の利害関係に出ずるものであり、商業主義による偏見即ち国民の富は生産よりは、寧ろ輸入によって得れらるという偏見によるものであると論じている。<sup>(11)</sup> そうして輸出奨励金は租税の還付と同じく資本と労働との自然的方向を阻害し、諸種の職業間における自然的均衡を破壊すると思えるのである。即ちすべての国産品の輸出に奨励金を付与することは重商主義の種々なる方策の一般的な欠点と同じく、その国の産業活動の或る部分を放任しておけば自力的に向つてゆくところより一層不利なる方向にむかわしむることである。そうしてその国の産業活動を一層不利なる方向にむかわしむることのみならず、現実に欠損になる方向にむかわしむるということである。奨励金に依存しなければ経営できないような事業は欠損を招来する事業と定まっているからである。穀物の輸出に対する奨励金は生産を奨励しようとする特殊な商品の生産を増加させることができないのであると主張しているのである。<sup>(12)</sup>

- (1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 472—473.
- (2) Adam Smith, *Ibid.* p. 473.
- (3) Adam Smith, *Ibid.* p. 473.
- (4) Adam Smith, *Ibid.* pp. 473—474.
- (5) Adam Smith, *Ibid.* p. 474.
- (6) Adam Smith, *Ibid.* pp. 475—476.
- (7) Adam Smith, *Ibid.* p. 35.

「社会の如何なる段階においても、社会の如何なる進歩の段階においても穀物は人間の勤勞の生産物である。そうしてあらゆる種類の勤勞の平均生産物は常に殆んど正確に平均消費に適合している。そうして平均供給は平均需要に適合している。而して時代の進歩を異にしている、土壤及び氣候の同一なるときにおいて同一量の穀物を育成するためには同一労働量即ち同一量の労働価格を必要とするであろう。耕作が改良せられると労働の生産力はそれに伴つて絶えず増大す

る。即ち農業の主たる器具としての家畜の価格が絶えず増大することによって幾分かなりとも相殺されるからである。従って穀物の同量は如何なる社会状態においても亦その進歩が如何なるものであつても、他の如何なる土地の粗生産物に比較して一層完全に同量の労働を表はし、又それと等量である。従つて穀物は富と進歩とのあらゆる時代を通じ如何なる他の物品よりも価値の正確なる尺度である。」(Adam Smith, *Ibid.* pp. 186—187.)

(30) Adam Smith, *Ibid.* pp. 199, 476.

(31) Adam Smith, *Ibid.* pp. 476—477.

(32) Adam Smith, *Ibid.* pp. 481—482.

(11) Adam Smith, *Ibid.* p. 483

「私たちはスミスの反駁の仕方が輸出奨励金の場合でも、払い戻しの場合でも首尾一貫していること(自然的均衡の確保)を見逃すべきではない。それで最後に、スミスはあらゆる奨励金が有害だと考えたであろうか。彼は右の議論に続いて、不当でない奨励金の実例をいくつかあげるのを忘れていない。その第一は、「その社会の防衛」に必要な製造品を確保するためのもの、第二は、社会の収入が処分に困るほど、増加した場合に行なわれるいわば一つの浪費として、第三は名目は奨励金であるが実は税の払い戻しであるもの、第四は、優れた技術家や製造業者に対する賞金である。議論が大分細かくなつたが、第四の賞金が、「職業間の自然的均衡を破るものではなく、各部門においてなされる仕事をできるだけ完全無欠ならしめるものである」として奨励金のなかに加えられているのも、スミスの論理をうかがうことができて興味がないわけではない。」(高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—五〇—五一頁又は高島善哉編集「スミス国富論講義」4 五〇頁—二四六頁)(Adam Smith, *Ibid.* pp. 488—490.)

(12) Adam Smith, *Ibid.* pp. 482—483.